

千代田区紀尾井町3-23
株式会社文藝春秋「週刊文春」編集部内
上 杉 隆 様

平成21年3月27日
衆議院議員安倍晋三事務所

公 開 質 問 状

(代理人弁護士からの回答に対する質問)

- 1 当事務所から上杉氏宛に3月13日付公開質問状を差し上げ、3月16日正午までの回答を求めました。これに対し、上杉氏に代わって 文藝春秋「週刊文春」編集部から16日付で上杉氏の事実無根記事に関する「案件につきましては、顧問弁護士・・・に委任いたしますので、ご連絡申し上げます」との連絡があり、3月22日になってようやく代理人弁護士名義で回答（以下「3月22日付回答」）がありました。

本件署名記事の内容について責任を負うべき上杉氏の「記者の矜持」に訴え「説明責任」を果たすように求めてきましたが、結局は「虚偽報道をして、あとは頼かむり」という態度を崩すことがありませんでした。

加えて、上杉氏に代わって被害者である安倍及び「週刊文春」読者らに対する説明責任を負った代理人弁護士からの回答も「当方は、この回答を公表することについては同意いたしません（著作権法18条1項参照）ので、この点、ご留意いただくようお願いいたします。」とのことであり、読者に対する「説明責任」については果たされない体裁の回答になっています。

しかし、週刊誌で記事を掲載し全国の読者に事実無根の誤解をさせたにもかかわらず、記事の弁解は公表しないしてほしいというのでは、いかにも身勝手無責任な理屈というほかありません。安倍の受けた名誉毀損の汚名を晴らすためには、「回答書」そのものを掲載することはしませんが、回答内容について反論および再質問をするには回答内容を正確に引用する必要があるのでご了承ください。

2 「新春の集い」（あ及びい）について

(1) 当事務所の確認した事実

「週刊文春」（2009年2月26日号）の「安倍、福田・・・ひ弱な二世をつくる『後援会』」と題する上杉隆氏の署名記事で、平成20年1月27日に下関市で開催された「あべ晋三 新春の集い」において、

(あ) 安倍夫妻のほかに母・洋子の姿も見える。いや正確に記したほうがいいかもしれない。安倍母子がステージの中央に並び妻の昭恵は隅に立っている。

(い) 政権を投げ出した子のために、母がマイクを握る。圧倒的な拍手。まるで洋子のために後援会が存在するかのようなワンシーンだった。

との記述がありました。しかし、当事務所で当日の記録及び関係者らから調査した結果、上記（あ）及び（い）の事実は全くなかったことを客観的に確認しました。

(2) 上杉隆氏の弁解

これに対し、代理人弁護士からの3月22日付回答によれば、平成20年1月27日に下関市で開催された「あべ晋三 新春の集い」における（あ）及び（い）は、筆者である上杉隆氏が取材した体験に基づくものです。」とした上で、「安倍洋子氏が当日の会合に出席し、登壇されたことは認められているところあり、その点と、後援会に対する安倍洋子氏の影響力その他本件記事に記載した各種の事実に鑑みれば、上記通知書で問題とされた『ひ弱な二世』等の記述が安倍議員に対する違法な論述となるものではありません。」とのことでした。

(3) 質問

しかし、上杉氏は「いや正確に記したほうがいいかもしれない」と記した上で（あ）及び（い）を記述しているのであって、上杉氏にしてみれば、

(1) 及び（い）の事実こそが安倍が「ひ弱な二世」であることを根拠付ける重要な事実であると認識していることは明らかであり、安倍洋子氏の当日の会合の「出席」及び「登壇」した事実が重要な事実であるとの代理人弁護士の見解は上杉氏を責任から免れさせるための非常識な弁解としか映りません。

そこで、代理人弁護士の回答によれば、（あ）及び（い）は「筆者の取材した体験」であるとのことですが、真偽に関する代理人弁護士の見解が示されていません。上杉氏及び代理人弁護士は（あ）及び（い）の記述が事実であると認識されているのか明らかにしてください。

また、当事務所では通知書に添付した写真など客観的な資料で（あ）及び（い）の事実がなかったことをすでに証明しております。本来、上杉氏が証明責任を負っているものであり、是非資料を明らかにしてください。それすらも非常識な弁解で避けるのであればもはやジャーナリストとしての責任を放棄されたものとみなし、今後はそのようなものであるとの認識で対応させていただきます。

3 安倍の最初の選挙（う）について

（1）当事務所の確認した事実

上杉氏の回答書によれば、安倍洋子の陣頭指揮というのは「故・安倍晋太郎代議士の未亡人として、また、安倍晋三候補の母として、安倍陣営の中で最高の地位にあった安倍洋子氏が、安倍晋三氏の選挙についてお願いして回ったこと」を指すとのこと。しかし、「陣頭指揮」というのは

[名] （スル）軍隊の先頭に立って指揮すること。長たる人が直接現場に出て指揮すること。「社長みずから一する」【大辞泉】

ということであり、「安倍洋子氏が、安倍晋三氏の選挙についてお願いして回ったこと」は陣頭指揮に該当しません。また、安倍洋子が「安倍陣営の中で最高の地位」にいたとのことですが「最高の地位」というのはいかなる意味なのかも分かりません。

（2）上杉隆氏の弁解

そこで、上杉氏に改めて「安倍洋子が選挙において『直接現場に出て指揮』をした具体的事実」及び「最高の地位の意味」を説明されたいと要請しました。

これに対し代理人弁護士からの3月22日付回答では、「安倍洋子氏ご自身が、『後援会の方々へのご挨拶は・・・わたくしが出ていかななくてはならないと思います』とご著書の中で述べているとおりです。」という事実をもって「安倍洋子が選挙において『直接現場に出て指揮』をした具体的事実」であるとのこと。

（3）質問

しかし、先代が他界した後の選挙で、先代夫人が支援してくれている先代の後援会の人々に挨拶をするのは当たり前のことであり、常識に照らして「陣頭指揮」に当たるなどとは到底言えないことは明らかです。夫人が後援会の人々に挨拶することが、いかなる者の「先頭に立って」、何を「指揮」しているのかをご教示ください。また、「大選挙キャンペ

ーン」の中身も説明してください。

また、「最高の地位」の意味を釈明されていないのでご説明ください。

4 読売新聞の記事の引用（え）について

代理人弁護士の3月22日付回答によれば、「二千人以上の収容可能な巨大選対事務所を設営し、安倍派秘書を山口に送り込んで、ローラー作戦を実施したのだ。」（え）については、読売新聞（平成9年7月11日朝刊）が根拠であると述べられています。

しかし、上記記事は「安倍陣営では二千人以上を庭に集めることができる巨大事務所を設営」と記述されているのであって、「二千人以上の収容可能な巨大選対事務所」とは記述されておらず、上杉氏は誤った引用をして読者に「二千人収容できる建物」を設営したと誤解させています。

なお、二千人以上を集められる「庭」とする上記記事は事実と反します。そのような「庭」のある事務所などありません。上杉氏は、新聞記事を盲信し、自ら汗をかいた取材をして事実を探求することなく事実無根の記事を書いているのであって本来のジャーナリストの資格すらありません。

したがって、読売新聞が取材の根拠であるとしても、他人の取材結果にただ乗りして引用し、しかも正確な孫引きもできずに、拳句の果てに事実無根の本件記事を執筆した上杉氏の罪は重いものがあります。

5 以上、上記質問と本件記事の訂正と謝罪をされるのか否かについての回答を3月31日正午までに書面で当事務所にされるよう通知します。

以 上